

川合善明 川越市長 殿

「川越市小仙波地区に建設予定されている川越市新斎場について」

公 開 質 問 書

平成二十四年五月十八日

行政調査新聞社

行政調査新聞社

社主 松本州弘

〒三五〇―一一〇三三

川越市霞ヶ関東三一八―十三

TEL〇四九(二三三七) 五四三二

FAX〇四九(二三三七) 五四三二

<http://www.gyouseinews.com/>

謹啓 時下御清栄のことと御慶び申し上げます。

貴川越市役所に於かれましては、市民福祉の更なる向上発展に向けて大いなる御努力を尽くされておられる御事について、本紙は一市民の立場を以て深い感謝と尊敬の念を捧げる次第であります。

本紙は、過去・現在・中央議員の汚職、そして多数の自治体における市民の要請に基づき、地方自治体の首長や行政幹部の汚職事件と闘い、ひるがえって民間部分では大手企業や、地位を利用して経済活動上の不正行為や横暴行為（例えば談合事件）を行う企業の実態を暴きだし、この行為自体を正すと共に、企業横暴行為によって犠牲になった人々を救済する活動をそれこそ数えきれぬ程進めて参りました。

こうした中での本紙の最大課題は「政治の貧困」の除去であります。

わが国は、世界諸国の中で文化先進国家として自他共に認めてはいるものの、政治的部門に於いては異例とも言われる「政治家の無知と欲望が支配する国」であるとの内外からの恥じるべき評価を受けています。

「政治の貧困」の除去とは、議員としてあるいは行政の首長としての人間に課された道義的な義務は、政治家本人の利害得失を超えて、有権者の「政治」的負託に応えることに尽きると言うことです。同時にこのことは、政治家としてメシを食い続ける者の最低限の公德でなければなりません。政治家は政治職業人ではなくてはなりません。今日的な言葉を使えば、プロフェッショナルではなくてはならないのです。

専門家として政治を認識し、（貴殿の場合は、専門家として行政を認識し）意識して政治活動を展開できる者だけが政治家と呼ばれるのです。いわゆる、国民の税を徒に蝕む政治家にして政治家にあらざる者を排斥することが、国民としての本紙の務めであると認じている次第です。

さて、地方行政の特色は、人が母親の胎内にあるときから、埋葬に至る全生涯、全過程に深いつながりを

持つことにあります。

国の行政が、いわば人間の外なる生活に関与するとすれば、自治行政は内なる生活に直接関与するといえるのです。自治体は、その大小を問わず総合行政を実施しています。大小の区別はあっても内容に関してはすべて同一で、議会の構成、行政機関の構成にいささかの違いはありません。

したがって、議会の運営にかかわる議員・行政当事者は、このごく当たり前な常識を根本に据えて行政推進の衝に当たらなければならないことこそが、「政治の貧困」の除去への第一歩であるのです。

自治体に保証された、この同質主体の原則は、憲法下の政治体制、即ち、民主主義政治の根幹を形成するもので、この意味からも自治体の責任は重く、自治体が進める総合行政には「日本の政治」が表象されているのです。

であるからこそ、国の行政指導要項は、各自治体の住民への指導に対して、不備もしくは自治体首長の自己的判断の暴走、独走によって、居住する住民に対して行政による一方的被害、もしくは差別行為等なきよう地方自治法によって自治体の保有すべき権限を明白に仕付けています。

最近、川越市に「政治の貧困」を如実に示す市民にとっては真に不穏当な噂が立ちのぼっています。

一市議会議員と川越市の首長が緊密の仲となり、川越市役所近辺のスナックにおいて、酒を呑みながら額をつき合わせてなにやら語り合っているという噂です。その噂を裏付けるかの如く、当該議員は己をして川越市長の参謀役であることを自慢げに人に語り、市議会議員であるとする基本的観念を失した反道義的無知なる発言を平然とおこなっていることなどが噂にのぼっているのです。

一般社会の友人同士の関係ならば、スナックで酒を酌み交わし、カラオケで疲れを癒すことは大いに結構

なことですが、自治体の首長と市議会議員が、スナックにおいて人目をばからず卓を一つにして酒を呑み額をつき合わせての談合行為を市民の目に晒すなどの行為は、議員と市長の許されぬなれ合いの図式であると批難されて当然です。

本来、議員の立場は、執行機関に対し市民の代表として批判・監視する権限を正しく行使することにより、正常な自治体の運営が確保されるのであって、川越市における首長と議員の酒場におけるなれ合い行為を是とする相互の姿勢は、自治に向ける審議権・批判・監視等の議員義務を放棄する行為であり、こうした議員と首長の存在は、正しい行政運営を阻害する許されざる反市民的行為といえます。斯様な議員が川越市民の代表とするならば、これは正に「政治の貧困」へのさらなる助長と呼ぶ以外に言葉はありません。

こうした議員と川越市長たる貴殿が肩を並べてスナックで酒を呑み、カラオケに打ち興じているということは、貴殿をして執行機関の長たる資格を市民から問われて当然であり、政治家として斯様な浅薄な行為は、川越市自治体の尊厳を根本から覆す行為です。

議会議員と執行機関の長が、相互に持する権限を明確に分ち合って「対立の原理」を基本とする以上、政治家として相互なれ合いに墮することなきよう自戒しなければ、今後は市民からの信を全く失うことは必定です。

とにかく地方自治体行政の健全な運営を阻害する一議員と首長の不健全な会合は、厳に慎まなければなりません。こうした不正常的な二人の行動、いわゆる議会議員と執行機関の長のなれ合いは、正に政治運用が個人的割拠主義に誘導される最短距離にあることを示すものであり、貴殿における川越市自治の運営に甚だしい疑問を市民に対して自ら提起しているのです。

最近本紙は、テレビ等で取り上げられている川越市新斎場建設についてわが住む街、川越市の当該事業に関する納得できぬ疑問点が数点ありますので、川合善明川越市長殿には御多忙とは存じますが以下の質問に關して、一市民としての本紙に速やかに御答え願いたく存じます。

御回答は、当該公開質問書が貴殿の机上に到達してより十日以内に御回答を本紙事務所まで御郵送戴けるか、もしくは、御声を掛けて戴ければ秘書課を通して御回答書面を頂戴に参上致します。

御回答よろしく御願い申し上げます。

## 公開質問項目

一、川越市に長らく本拠を置く本紙にとつても、地元川越で、事業予定地の南半分を埋め尽くすかのごとき大量の反対幟と「公約を守れ！」と叫ぶ多数の大きな反対立て看板に加えて、全国ネットのTVメディア二社までもが取材に入るような反対運動を目にしたことは無く驚きを隠せないが、このような反対運動を引き起こしてしまった原因が、そもそもどこにあると考えるのか、まず貴市のご見解を承りたい。

二、市は「約束を反故にして」建設候補地から小仙波地区を除外しなかった理由として3点あげている。

(TBS噂の現場・反対住民の川越市長に対する意見書の回答文面の画像より)

(1) 火葬施設は、無臭無煙化など設備の近代化が進み、環境面から嫌がられる施設で無くなってきたこと。

(斎場整備の近代化)

(2) 斎場と関連の深い市民聖苑が市民から大変喜ばれていること。(市民聖苑の市民満足度)

(3) 斎場利用者など多くの方々が市民聖苑周辺に斎場の建設を望んでいること。

(斎場利用者アンケートの結果)

しかし、本紙は、この理由では政策変更の合理的理由になりえないと認識している。以下、各理由ごとに反論を述べさせていただくが、本紙の認識に誤りがある場合は御教示願いたい。

### (1) に対する反論

(ア) 市は埼玉県におけるダイオキシン類排出量推計結果を用いて「焼却系施設の中では、最も低い数値であることがわかる。」と言って環境面でのダメージが少ないかのごとき説明をしているらしいが、この説明は全く誤っていると本紙は考えている。

市の説明は、各発生源別の県内排出総量での比較が前提になっている。しかし、各発生源の対象施設数はそれぞれの発生源により異なるので、発生源別の県内排出総量を各発生源の対象施設数で除した、一施設ごとの排出量で比較しないと意味が無いと本紙は考える。

この方法で算出すると、ごみ焼却炉（公営）〔平成二十一年度1・50〕を施設数122（埼玉県環境部大気環境課に確認）で除して、一施設当たり0・0123となる。

火葬場の場合は〔平成二十一年度0・21〕を県内の火葬総数51,371件（同様に確認）で除して、火葬件数一件当たり0・0000409。これに平成二十二年火葬件数3,207件（新斎場建設基本構想十一ページ火葬件数の推計）を乗ずると、0・0131となり現斎場が、ごみ焼却炉（公営）以上のダイオキシンを発生していることがわかる。更に、新斎場ピーク時（例えば平成四十二年）火葬件数5,755件（同資料参照）を乗ずると、0・0235となる。

これは新斎場が本格的に稼働すると、ごみ焼却炉（公営）のほぼ2倍のダイオキシンを発生することを意味している。よって、環境面から十分嫌がられる施設であると考えるが、貴市のご見解を質したい。

（添付資料イ・添付資料ロ）

（イ）また、市が日本最高の安全水準でダイオキシン排出量を必ず基準値内にする」と説明する高性能集塵装置（バグフィルター）は、二〇年程前の採用時から種々の欠点が指摘され、設備の近代化が進んだとは言いがたい状況であると考える。具体的には、（A）バグフィルターはあくまで粉塵や煤塵の濾過装置であって、ダイオキシン除去装置ではないこと。（B）メモリーエフェクト効果という、バグフィルター汚れて入口より出口の方がダイオキシン濃度が高い現象が起きており、原因がわからず解決法が見いだせていないこと。（C）排ガスの速度を速くすると圧力がかかって思わぬトラブルを起こすこと。（D）一カ所に穴が開くと、集中して圧力がかかるので損傷の連鎖反応が起きること。（E）その結果、全国



で数々の破損事故を起こしてきた実績があることなどである。

(A) ～ (E) の欠点について、本紙は解決が非常に困難な問題と考えるが、貴市のご見解及び解決策を質したい。加えて、これらの解決策を踏まえた近代化された設備の具体的イメージを改めてご提示願いたい。

(ウ) 最後に、決定的状況の変化である昨年の福島第一原発事故による放射能汚染で燃焼系施設の安全性が悪化してしまうという事実があげられると本紙は考えている。このことは、原子力発電に関して長年に渡り電力会社に対して真摯な対応を求め続けてきた本紙だから主張できることだと自負している。

(A) ダイオキシンに、より危険で強力な放射性物質による内部被爆が加わり、掛け算式で人体への影響をさらに高める危険がある。【岐阜環境医学研究所・所長 医師 松井英介氏】

(B) 放射線被ばくと他の環境要因発ガン物質が複合的に作用するということは、沢山の証拠がある。例えば、タバコを吸う人が放射線に被ばくすると、全く吸わない人に比べて、遥かに発ガンの危険性が高いという医学データはある。ダイオキシンもそれと類似したことになるだろうと思います。

【京都大学原子炉実験所・助教 小出裕章氏】

(C) 汚染された副葬品に付着する放射性物質は無機物であり、焼却したからといって無くなる訳ではなく、ガスや微粒子になってバグフィルターを通り抜けて拡散放出され放射性物質の排出源となる恐れがある。【環境ジャーナリスト 青木泰氏 及び危機管理ジャーナリスト 新井哉氏】

これらの、御用学者ではなく市民サイドに立つ多数の医師・学者・ジャーナリストの意見に耳を傾けるならば、仮にダイオキシンの排出量が基準値以内に収まったとしても、予定地周辺地域住民に及ぼす発ガン等の健康阻害リスクは福島第一原発事故前に比較して遥かに向上すると考えるが、貴市のご見解及び対応策を質したい。

また、もし貴市のご見解が本紙の主張と異なる場合は、その論拠となる学者・ジャーナリスト等有識者のご見解を承りたい。

## (2) に対する反論

市民聖苑の市民満足度が大きいから関連の斎場もその隣接地に建設して更に市民満足度を高めたいという市の方針どおりに事業が進むとすると、「施策の重要度」と「現在の満足度」の評価分布図における「葬祭事業の充実」の位置づけは、満足度0・3以上となり評価分布図の欄外に飛び出してしまう。

### (第三次川越市総合計画十二ページ評価分布図参照)

重要度評価点が中程度(0・74)の「葬祭事業の充実」だけ異常に突出した満足度となり極めて不自然である。本紙は、行政は全体にバランスのとれた施策を推進すべきであると考えている。重要度が高くて満足度が低い事業はたくさんある。(例えば「児童福祉の推進」「障害者福祉の推進」「道路交通体系の整備」等)まず、そちらに力を注ぐべきではないか。

仮に、重要度が高い事業の満足度を更にとって行くという説明ならまだ理解できるが、未曾有の厳しい市財政状況下で、敢えて重要度が中程度の事業を選んで多額の予算を投入して満足度を更にとって行くとうする市の方針は、市の施策全体を俯瞰してみれば明らかに合理性を欠いており説明になっていないと考える。真の市民ニーズを把握して施策の推進に反映させるべきであると考えますが、貴市のご見解を質したい。

### (3) に対する反論

斎場利用者アンケートの結果(平成二十三年七月十一日現在)に対する市の評価は恣意的であると考ええる。

#### (添付資料 ハ・添付資料 二)

市は、問十一新斎場建設の希望場所について、問十一回答者647人のうち439人(67・85%)が市民聖苑周辺と回答したことをもって「多くの方々が市民聖苑周辺に斎場の建設を望んでいる」としている。

しかし、そもそもこのアンケートの母集団3,507件自体は川越市全世帯143,024軒(平成二十三年八月一日現在)のわずか2・4%にすぎず、アンケート回収率も38・38%と低調であり、更に問十一の回答率も48・07%と半数を下回っている。つまり、アンケート対象である現斎場利用者の僅か12・5%が「市民聖苑周辺に斎場建設を望んでいる」だけであり、統計的にとても「多くの方々が望んでいる」と言える状況ではないと考えるが、貴市のご見解を質したい。

聞くところによると、平成二十三年十一月二〇日開催の新斎場建設事業説明会(小仙波地区)において、反対派住民からの「公約が状況の変化で破棄されるのか?」との質問に対して、前市民部長から「三十四万

市民が望むなら政策変更はあり得る」との答弁があつたらしいが、これはとんでもない暴論であると本紙は考える。「三十四万市民が望む」と主張したのであれば、少なくとも市は全市民を対象にした「単純無作為抽出法」、または「層化多段無作為抽出法」によるアンケート調査を行い、「九割以上の希望者」を得てから主張するべきであると考えるが、貴市のご見解を質したい。

本紙が調査したところによれば、今回の反対運動の原因は、平成十七年六月九日の定例会における前舟橋市長の答弁に遡れると考える。「やすらぎのさとの前の土地でございませうが、事実、前藤田助役からそういう話は聞いております。ただ、時がたつてまいりますと地主さんの意向も変わると思いますので、もう一度交渉の必要がある。……市民の皆さんも御要望になり、そばが便利であるというならば、そこら辺のところを考えて行動すべきだ、こう思っております。……やはり新しい、時がたつたということで交渉する必要がある、こういうふうには考えております。その辺のところについては多くの皆さん方の御支援と御協力を得なければなりません、……」

時がたつて地主の意向が変わるのが状況の変化で、市民の要望は後付けで御支援・御協力して下さいと言わんがばかりである。これは、委員会における一問一答の際にこぼれ出た前市長の本音ではなく、事前に議員からの通告があり、それに対して市内部で検討し抜かれた結果出された一般質問に対する答弁である。世間では、このようなことを指して「やらせ」と呼ぶ。このような状況下で出された統計的にほとんど意味のないアンケート結果では全く説明にならないと考えるが、貴市のご見解を質したい。

三、次に、「建設候補地の評価」について伺いたい。（添付資料 ホ）

資料「建設候補地の評価」の住民合意形成において、市は「500メートル以内における住宅等の数」により客観的に評価したと説明しているが、これは誤りであると考ええる。他の地区はさておき、小仙波地区は過去にかわした地区・近隣住民への様々な約束が反故にされており他の地区とは合意形成の困難度が質的に異なる。その部分を無視して他の地区と同様に住宅等の数のみで評価して、その分をマイナスポイントとする方法は明らかに過少評価である。住宅等の数の評価に地区への約束不履行、近隣住民への約束不履行を加重して評価を行い、それをマイナスポイントとするのが適切な方法であると考ええる。

市は、小仙波地区を「住宅等175戸で評価3」やすらぎのさとの経緯によりマイナス3ポイントとして過去のいきさつを盛り込んで評価したと説明している。しかし、これは「市民聖苑やすらぎのさと及びその周辺に斎場を作らない」という約束に反したという前提に立った評価である。平成二十三年三月五日開催の小仙波町自治会説明会等でもそのように説明していると聞いている。

このほかに、小仙波地区への約束である「やすらぎのさと建設時の地元貢献施設としての野球場建設が履行されていない」ことを評価して更にマイナス3ポイントとするべきであり、また、近隣住民への約束である「ポケットパーク、環境の整備（近隣住民の話によれば市民聖苑横から川越工業高校グラウンド前までの霊柩車通行目隠しの街路樹）（平成八年十二月十七日総務常任委員会における福田委員の質問に対する市民課長の回答）及び霊柩車の近隣住宅前通行禁止なども履行されていない」ことを評価して更にマイナス3ポイントとするべきである。合計はマイナス9ポイントとなり、小仙波地区の総合評点は21ポイントで第3・4順位となると本紙は考えるが、貴市のご見解を質したい。

なお、建設予定地の区域見直し図を見ると、当初予定地27,000㎡（27ポイント分）から9,00

0㎡(9ポイント分)(㉓)の土地は登記簿謄本を確認すると分筆されていないので1反で計算)が反対地権者の反対により予定地から除かれている。本紙の評価が1ポイントと違わず正しいことが区域見直し図上で証明されているように見受けられるが、貴市のご見解を質したい。

四、平成二十三年十二月十一日放送のTBS「噂の東京マガジン・噂の現場」で反対運動の様子が取り上げられ、「市が近隣住民との約束を何回も破り、近隣住民を全く蚊帳の外において事業を推進しようとしている醜態」が日本全国に露呈してしまった。行政が迷惑施設を建設するに当たって住民理解を得るための基本は情報共有であり、住民との約束を守ることにより信頼が生まれて住民同意が得られるものであると本紙は考える。市の本音は、恐らく住民の同意などどうでも良いということなのであろう。「迷惑施設」と向き合う行政として、これは最悪の姿勢であり(「一番まずいパターン」森本氏発言)村役場レベルの対応で、とても中核市の対応とは言えないと考えるが、貴市のご見解を質したい。

また、平成二十四年二月十五日放送のTV朝日スーパーJチャンネルにおいて、地権者及び近隣住民20軒が反対していると報じられている。このことは、市の統合基準8の「500メートル以内の住民等の同意が得られること」に明らかに反していると考えられるが、こうした状況下においても事業を継続しようとする市の姿勢は大問題であると本紙は考えるが、貴市のご見解を質したい。(添付資料へ)

五、本紙は、予定地の直近にある老人ホームの存在も問題であると考えている。こんな近くに火葬場が建設されて喜ぶ利用者などいないであろう。「早く火葬場に来い」と手招きしているようなものである。川越市政

のデリカシーの無さには呆れるばかりである。他県では、このような状況が原因で頓挫した火葬場の例もあると聞く。ツイッター上で「世界初・火葬料割引付き老人ホーム」などと揶揄されているが、笑えない冗談であろう。

施設管理者の同意は取ってあるらしいが、利用者の同意は取っていないと聞いている。TBSのTV報道で図らずもその事実の一端が露呈してしまったが、市はそもそもこの老人ホームの存在を如何に考えておられるのかご見解を質したい。また、施設利用者の同意の必要性についてどのように考えておられるのか、反対の利用者に対して如何に対処されるのか、重ねて市のご見解を質したい。

六、本紙は、TV全国報道及び第2回小仙波町説明会において以下のとおり「市はとにかく詫びる。」との批判が集中していると聞いている。最早、川合市長ご本人が出向いて説明しなければ收拾がつかない状況に陥っているらしいが、次回開催予定の小仙波町地元説明会に市長ご本人が出向かれて説明する意向が有るのかどうか市長ご本人のご見解を質したい。また、もしその意向が無い場合は、どのようにこの問題を解決して行くつもりなのか市長ご本人のご存念を伺いたい。

(1) 噂の現場・森本毅郎氏コメント

「(川越市は)一番近い住民を後に回している。逃げ腰。つらい部分をよける。楽な部分だけで話を作ろうとしている。一番まずいパターン。」

「少数意見を抹殺する、こういう行政は古い！(市は)まず、詫びる。頭を下げるべき！」

(2) 第2回小仙波町説明会(平成二十三年十一月二〇日開催)出席者の小仙波町の二ご老人のコメント

(会場内の收拾のつかない状況を見かねて絶叫！)

「私は、賛成も反対もいたしません。でも、聞きましてやっぱりこれは川越市の方がおかしいですよ。市長さんは前に約束したことを反転するんであれば、まず、市長は(反対する)皆さんに対して土下座をして謝って、それがこの問題を解決する一歩ですよ。それが無かったらいつになっても解決しませんよ。」

七、『近隣住民を何度も騙して、無視して、涙させ怨念のこもる新斎場』

『歪な用地で、派手な大量の反対看板・幟で埋め尽くされる新斎場』

『老人ホームに向かつて「早くおいで」と手招きするかのごとき新斎場』

『TBSに「何でそんなにウソつくの!? 約束破りの市営火葬場建設」と批判され、小仙波の老人からさえも批判されて日本中に悪名を売った新斎場』

このまま行くと「日本一恥ずかしい公共施設、埼玉県恥」となるのは必定と考えられるが、ここで焼かれて川越市民は本当に成仏できるのかどうか、川合市長ご本人のご存念を伺いたい。

八、本紙の反対地権者に対する取材によれば、反対地権者も本紙と同様に「新斎場の小仙波地区への立地を全く認めておらず、小仙波地区での事業推進が継続する限り全ての事業協力は決してあり得ない。」と明言している。事実、現在、予定地には「徹底抗戦！」と大書された横断幕が反対看板下に張られるとともに「徹底抗戦！」の幟が旗めいている。



こうした状況下では、予定地の区域見直し案(図)の②③「大字小仙波字八反田八〇九番一」の土地の分筆については、隣接の反対地権者②④の境界立会いの同意は望むべくもなく、②③の中央での分筆は不可能であり、水路は②③と②④の間を通すこととなり、②④を予定地として買収しても全く用途の目的が立たない「死に地」となってしまう訳であり、②④⑤とも予定地として買収すべきではなく都市計画決定区域から外すべきと考え、市のご見解を質したい。(添付資料ト)

九、また、市は「①⑥⑦⑧を斎場用地として拡張したい区域」「②③④⑤を周辺環境整備として緑地等の整備を進めたい区域」として反対地権者の将来の事業協力を期待しているかのように装っているが、実態は8に述べたとおり、反対地権者の事業協力は決してあり得ないことであり、「実現可能性0」の絵に描いた餅である。本紙の取材に対する反対地権者の説明によれば、このことは前市民部長・新斎場準備室長が熟知しているはずのことであり、隣接地権者に無用の期待を抱かせ、周囲を混乱させるこのような姑息なやり方は止めてもらいたいと憤りを露わにしていた。

このような虚構に満ちた計画を平然と広報し(平成二十四年三月二十五日付 広報川越) 推し進めようとする市の市民を欺く姿勢は悪質であり、「地域住民の権利を擁護し、行政と公共機関の横暴に対して断固たるメスを振るうことをモットーとする」本紙は厳しくこのやり方を糾弾するものである。

市は都市計画決定区域(赤枠内)で周辺環境整備を含めたすべての事業を行う計画として修正し公表すべきであり、「斎場用地として拡張したい区域」「周辺環境整備として緑地等の整備を進めたい区域」を削除すべきと考えるが、市のご見解を質したい。

十、本紙の反対派への取材によれば、昨年八月一日に市が反対地権者の制止を無視して測量を強行しようとして阻止され、今回の看板・幟を立てての大反対運動となったとのこと。反対地権者は現在も「市に売られた喧嘩を買っただけ」と主張して憤りを露わにして「徹底抗戦」を主張している。

それが事実である証拠に、その一週間後の八月六日に前市民部長・新斎場建設準備室長等が現地を訪れ、反対派に対して前市民部長が「測量強行に対しては本当に申し訳ない。管理職として申し開きができない。」と平謝りして、地権者の反対表明に対して「合意が取れるまで、お話がつくまで大外・道路と水路の境の測量を凍結させていただく。」との凍結宣言をしており、本紙はその確たる証拠を確認している。

本年三月下旬に実施されようとした市の予定地大外の現況測量も、この凍結宣言に沿った反対地権者の行動により凡そ大外の三分の一以上の測量が阻止されており、本紙はその確たる証拠も確認している。

これでは、都市計画案の閲覧など今後に予定される諸手続きが全く進まないと考えるが、市のご見解と今後の予定を承りたい。また、市はこの測量凍結宣言の問題をどのように解決して行くおつもりなのか、解決できるのか、今後の展望をお聞かせ願いたい。

十一、反対看板・幟により「木々と建物の融合」は図るべくもなく、当初予定地の三分の一が脱落して「周辺環境との調和」も全くできず、近隣住民から猛反発され「地域に受け入れられる施設づくり」は全く不可能である。そればかりか、測量すら完全にできずに事業が停滞している。新斎場の施設整備方針は、現在において事実上破綻しており、将来的にも回復する見込みは無いと本紙は認識している。

このような事業は早く見直すべきであると考えるが、市のご見解を質したい。

十二、反対地権者（以下、Nさんと呼ぶ）に対する取材の中で、

本紙の胸を打つ話があった。

しかし、個人的事情を材料にして、公開質問書の質問項目として披瀝して良いものかどうか本紙も対応に非常に思い悩んだ。

本来、個人の家庭事情に関しては、極力公開を避けるのが本紙の鉄則である。しかし、Nさんの最大の反対理由の一つであり、本紙の是非とも全川越市民に知って頂くべきだという思いがNさんの心の琴線に触れ、同意を得ることができ、敢えて質問項目に加えることになったものである。個人的な理由であるため、NさんはTBS・テレビ朝日の過去2回の取材に対しても決してこの理由を口にしていない。

Nさんには、重度の自閉症児のご息子がいる。自閉症児の子供を持つ両親の苦労は筆舌に尽くしがたい壮絶なものがあるという。三才児検診で自閉症だと判明して以来、「たった一言の言葉」を求めて日夜絶望的な努力を重ねた結果、四歳を過ぎてやっと「窓を」開けて!」という最初の一言を耳にすることができ、その夜は感激で夫婦で涙したという。しかし、また翌日から砂を噛むような絶望の日々が到来する。こういったことの繰り返しで、ご息子の将来を案じたNさん夫婦は一時期、肉体的にも精神的にも疲れ果ててしまい、Nさんは仕事を休職、奥さんも入院直前という状態まで追い込まれたという。

しかし、将来に絶望しかけたNさん夫婦にある時Nさんの知人Hさんが語った一言がNさん夫婦を蘇えらせたという。「限りある自分の人生の中だけで何とか解決しようと焦るから疲れてしまうのですよ。両親がい

なくなっても、周囲が自閉症児を支えてやれる社会の仕組みそのものを作って残してあげれば何も心配することなんて無いじゃないですか。」その言葉を聞いた日から、Nさん夫婦は暗闇に一筋の光明を見出したという。多少なりとも肩の荷がおりたため、今まで負担にしか感じられなかったご子息の障害が「彼の個性」に見えるようになってきて、自分たちができる仕組み作りは何があるのかと考え始めたという。

また、Nさんが絶大な信頼をよせるAさんはこう語って励ましたという。「自閉症児は、現代社会の問題点を世に問うために生まれてきた子供たちなのです。この苦勞を乗り越えて行けないような家庭には生まれて来ません。あなたとご子息は二人でひとつ。あなた方の個性を發揮して、あなたたちにできるやり方でこの問題の解決に向きあって行きなさい。必ず道は開けます。」

Nさんのご子息は、医師の薦めもあり、市営児童園「あけぼの」に通所していたこともあったらしいが、結果は芳しくなく却って病状が悪化したため、半年もしないうちに退園したとのこと。Nさん自身が県行政に30年以上携わっていた経験もあり、行政が運営する施設の限界が手に取るように分かるため、行政の力を借りない形でのフレキシブルな「障害児・障害者サポート施設（療育・保護者のサポート・作業所の複合施設）」を自費で火葬場の予定地に建設する構想を数年前からひそかに検討していた。

もし、仮にこの構想が実現すれば、Nさんご夫婦亡き後のご子息に対する心配が軽減されるだけでなく、同じ悩みを持つ川越市内外の障害児家庭の負担が軽減され、地域社会にも貢献できるとNさんは目的の実現にむかって取り組んでいる。

Nさんご夫婦は、「自分たちが存命中は同じ悩みを共有する障害児家庭のためにできる限りのことをして行くつもりだが、もし自分たち亡き後は、残された仕組みを使って私共の子供及び市内外の障害児を地域の皆

様に支えて戴かねばならないためにも、しつかりとした組織構成を組み立てて行きたい。」と熱心に語っておられた。そしていま、Nさんは、その目的に向かって揺るぎない奉仕の覚悟をもって取り組んでおられるのだ。

最近、Nさんのこのような真摯で独創的な取り組みに対して、介護サービス事業を営む某上場企業の社長が感動され直々にNさんのアドバイザーとしてお手伝いをしたいという話も本紙は他から耳にしている。

本紙は貴殿に対し、Nさんの尊い厚徳の志を尊重すべきではないのかを伺いたい。また、「約束破りの市営火葬場建設」が障害児の夢を踏みにじってまでも実行する価値があると本当にお考えなのかどうか、貴殿のご存念を伺いたい。

以上

## ② ダイオキシン類の対策は、どのように行うのか。

ダイオキシン類に関しましては、過去から大きな環境問題として取り上げられてきました。そこで市では、地権者・地元自治会説明会において、以下の方針を説明してきました。

### \*新斎場の施設整備方針

- ・環境性能に優れた火葬炉設備の導入等、人と環境にやさしい施設づくり
- ・木々と建物の融合を図るとともに、周辺環境と調和した、地域に受け入れられる施設づくり

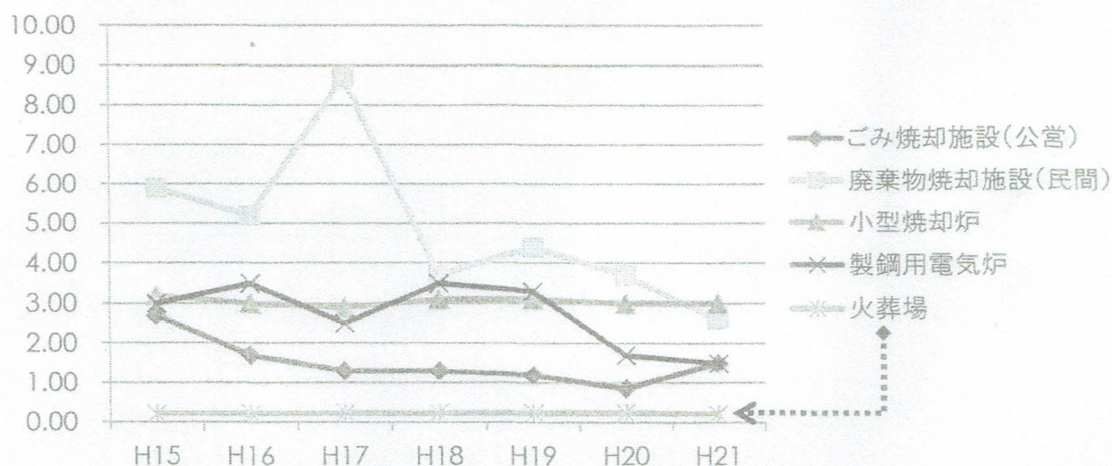
### ●火葬場から排出されるダイオキシン類について

火葬場から排出されるダイオキシン類については、平成 12 年に出された国の指針で、\*新設炉:1ng-TEQ/N m<sup>3</sup>以下/既設炉:5ng-TEQ/N m<sup>3</sup>以下(1ng=10 億分の 1g)に抑制するよう示されています。新斎場ではこの基準値以下の排出量を本市の公害防止基準として定め、それを実現できる火葬炉の設計を行っていきます。また、新斎場稼働後も監視していきます。

一方、火葬場から 1 年間で排出されるダイオキシン類の総量については、埼玉県発表のデータによれば、一般的にダイオキシン類を排出されるといわれる焼却系施設の中では、最も低い数値であることがわかります。

【図表:埼玉県におけるダイオキシン類総排出量推計結果/参考資料 3】 単位:g-TEQ/年

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
ごみ焼却炉(公営)	2.70	1.70	1.30	1.30	1.20	0.86	1.50
廃棄物焼却施設(民間)	5.90	5.20	8.70	3.70	4.40	3.70	2.60
小型焼却炉	3.20	3.00	2.90	3.10	3.10	3.00	3.00
製鋼用電気炉	3.00	3.50	2.50	3.50	3.30	1.70	1.50
火葬場	0.21	0.22	0.23	0.23	0.24	0.24	0.21





●新斎場から排出されるダイオキシン類対策について

新斎場稼働に伴い排出されるダイオキシン類については、国の指針に基づき設計された最新式の火葬炉にて、規制値をクリアできる仕様にします。それにより、新斎場から排出されるダイオキシン類の総量を最小限にとどめます。

●最新の火葬炉設備の燃焼メカニズム

最新の火葬炉設備は国の指針\*1に基づき、以下のことを目標に研究開発されています。

- ①ダイオキシン類が発生しやすい温度帯\*2での燃焼時間の短縮化
- ②主燃焼炉は 850℃以上を保ち、ダイオキシン類の発生を最小限に抑制する(指針では 800℃以上と規定)
- ③再燃焼炉で 1 秒以上の燃焼を行うことでダイオキシン類の完全分解を行う
- ④再燃焼後の排気を冷却装置により 200℃以下に急冷し、ダイオキシン類の再合成を最小限に抑える
- ⑤高性能集塵装置(バグフィルター)により、冷却時に再合成し、ばい塵に付着したダイオキシン類を捕集する

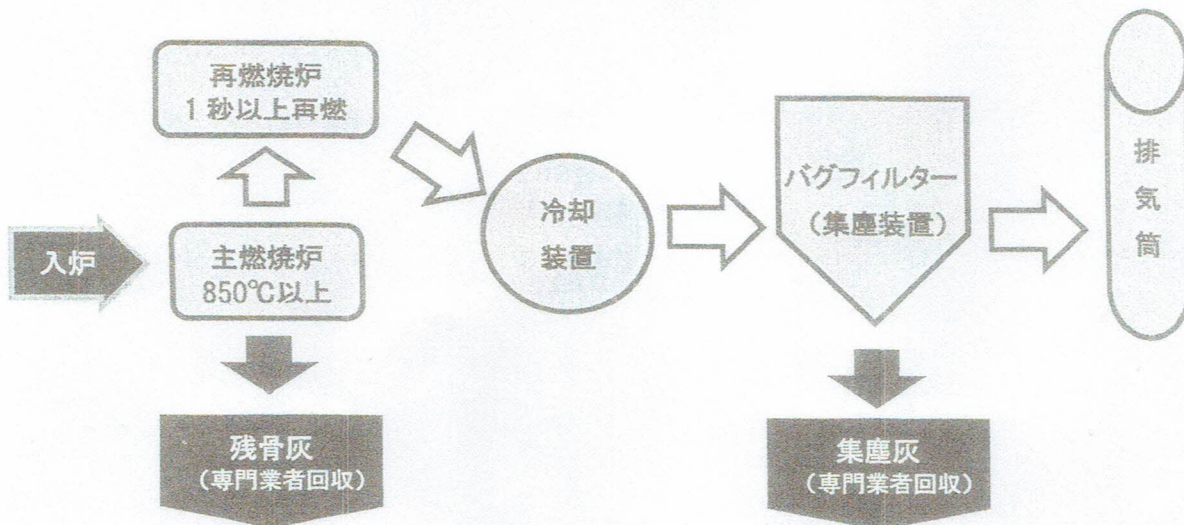
これらの燃焼メカニズムにより、最新の火葬炉を設置する火葬場では、排気筒を通過して大気に開放されるダイオキシン類は、国が示す新設火葬炉設置指針である 1ng-TEQ/N m<sup>3</sup>\*3を十分にクリアできる性能を持つようになりました。

\*1:「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」(H12.3)

\*2:ダイオキシンは 300℃程度で発生し 800℃以上の完全燃焼で分解されるが、自然冷却で 300℃まで下がると再合成される

\*3:1ng=10億分の 1g

【図表:最新式火葬炉の燃焼メカニズム】



この最新の火葬炉設備の導入により、新斎場は『人と環境にやさしい地域に受け入れられる施設』を目指し整備してまいります。



# 川越市斎場の利用に関するアンケートの集計結果

■平成22年2月～平成23年6月分回収率

平成23年7月11日現在

実施月	配布枚数 (a)	回収枚数 (b)	回収率 (b/a)	問11. 川越市斎場(火葬場)を新しく建設しようとした場合に、どこに造ることが適切だと思いますか。 (市内の具体的な場所の回答者)			左の割合 (d/c)
				回答者数 (c)	問11の回答率 (c/b)	内、市民聖苑やすらぎのさと併設、隣接、周辺 (d)	
H22. 2月	139枚	32枚	23.02%	17人	53.13%	13人	76.47%
3	203	82	40.39%	30	36.59%	19	63.33%
4	158	73	46.20%	40	54.79%	25	62.50%
5	126	41	32.54%	17	41.46%	11	64.71%
6	187	77	41.18%	29	37.66%	21	72.41%
7	205	82	40.00%	46	56.10%	25	54.35%
8	217	99	45.62%	46	46.46%	27	58.70%
9	213	96	45.07%	53	55.21%	37	69.81%
10	198	90	45.45%	43	47.78%	32	74.42%
11	228	90	39.47%	45	50.00%	33	73.33%
12	247	105	42.51%	57	54.29%	40	70.18%
H23. 1	241	97	40.25%	49	50.52%	32	65.31%
2	221	93	42.08%	49	52.69%	28	57.14%
3	239	95	39.75%	39	41.05%	28	71.79%
4	227	65	28.63%	31	47.69%	27	87.10%
5	239	95	39.75%	36	37.89%	26	72.22%
6	219	34	15.53%	20	58.82%	15	75.00%
計	3,507	1,346	38.38%	647	48.07%	439	67.85%

※問11について:記入なし、分からない回答者除く。

※平成22年2月は、11日から配布。同4月は、30日まで配布。同5月は、12日から配布。



◆以下の質問について、の中からお選びください。

問1 川越市斎場（火葬場）について、希望通りの日時でご利用できましたか。 はい いいえ

問2 告別の対応には満足されましたか。 満足 普通 不満

問3 収骨の対応には満足されましたか。 満足 普通 不満

問4 収骨ホールは利用しやすかったですか。 はい 普通 いいえ

問5 待合室の対応には満足されましたか。 満足 普通 不満

問6 駐車場は利用しやすかったですか。 はい 普通 いいえ

問7 売店の対応には満足されましたか。 満足 普通 不満

問8 売店のメニューには満足されましたか。 満足 普通 不満

問9 施設の清潔さには満足されましたか。 満足 普通 不満

問10 施設内の温度設定には満足されましたか。 満足 普通 不満

問11 川越市斎場（火葬場）を新しく建設しようとした場合に、どこに造ることが適切だと思いますか。

1	川越市内の場所（具体的に）
2	他自治体と協力して川越市外の場所（）
3	わからない

問12 今後、川越市斎場（火葬場）を整備していくうえで、ご意見等がありましたらご記入ください。

◆ご協力ありがとうございました。



(2) 建設予定地の選定

① 建設候補地の評価

区分	No	評価基準	根拠	候補地1 (石田地区)	候補地 (城下・川越)
概算面積				22,900㎡	27,
100メートル以内の住宅等の数				25戸(内、住宅15戸)	26戸(内、
300メートル以内の住宅等の数				257戸(内、住宅233戸)	104戸(内、
500メートル以内の住宅等の数				657戸(内、住宅573戸)	217戸(内、
計画	上位計画の位置づけ	1 第三次総合計画後期基本計画案における「土地利用転換想定箇所」に位置しているか。	市	0 転換想定箇所無し	転換想定箇所
利便性	交通アクセス	2 市内全域から新斎場までの交通アクセスは良いか。	市	1 結節点から3.1km	結節点から2.
	市民聖苑の利用	3 市民聖苑を利用する場合の利便性は良いか。	市	1 市民聖苑から3.5km	市民聖苑から
財政負担	土地の所有	4 市有地であるか。買収が必要か。面積は適正か。	市	2 民有地・規模(適)	民有地・規模
	造成	5 地形は平坦地で、地質的に安定し、地盤低下の恐れのない造成の容易な土地条件の良いまとまった空閑地の確保が可能で、かつ、排水処理が容易であるか。	県	1 造成工事大規模(道路拡幅、水路付替)	造成工事大規模(道路拡張、川擁壁)
住民合意形成	住民合意形成	6 施設の計画区域から500メートル以内の住民等と合意形成は図りやすいか。	県	0 住宅等657戸	住宅等217戸
周辺環境	主搬出入経路	7 主搬出入道路及び取付け道路(幅員12m以上が望ましい)が整備されているか。未整備の場合は、施設稼働予定年次までに整備される見通しがあるか。	国・県	2 既設道路改修、信号機設置	(大規模) 既設道路改修・改修及び信号機設置
		8 幹線道路から新斎場までの搬出入経路が住宅地及び繁華街を通らないか。	国・県	3 住宅地を通らない	住宅地を通ら
	眺望・悪臭及びばい煙	9 地形的に人目にふれにくい場所であるか。	国	2 緩衝帯の設置により遮へいできる	緩衝帯の設置できる
		10 幹線街路、鉄道に直接接していないか。	国・県	3 幹線街路は遮へい可能、かつ鉄道に接しない	幹線街路は遮つ鉄道に接し
		11 市街地及び将来市街化の予想される区域から500メートル以上離れた場所であるか。	国	2 市街化区域から300m	市街化区域か
		12 主要な道路、河川、公園及び学校、病院並びに住宅に近接していないか。(300m以内)	国・県	1 河川・住宅	河川・住宅
		13 恒風の方向に対して、市街地の風上をさげ、臭煙等により付近住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがないか。(南南東300m以内)	国・県	3 南南東の住宅等17戸	南南東の住宅
		他の農地への影響	14 他の農地の集団化、農作業の効率化等に支障がないか。	市	1 集団農地の縁辺部ではない
総合評点(優:3、良:2、可:1、難:0)				22	
各候補地の特徴				【主たる課題】 ・周辺に住宅等が多い。 ・出入口の整備(信号機の設置)が必要である。	【主たる課題】 ・南南東にい。 ・出入口の応・信号機である。



根拠	候補地1 (石田地区)	候補地2 (城下・川越・伊佐沼地区)	候補地3 (松郷地区)	候補地4 (小仙波地区)	候補地5 (大仙)
	22,900㎡	27,700㎡	33,200㎡	24,900㎡	31,000㎡
	25戸(内、住宅15戸)	26戸(内、住宅16戸)	5戸(内、住宅1戸)	3戸(内、住宅0戸)	32戸(内、住宅1戸)
	257戸(内、住宅233戸)	104戸(内、住宅79戸)	63戸(内、住宅23戸)	41戸(内、住宅16戸)	294戸(内、住宅10戸)
	657戸(内、住宅573戸)	217戸(内、住宅172戸)	192戸(内、住宅109戸)	175戸(内、住宅95戸)	1,107戸(内、住宅517戸)
における「土」 ているか。	0 転換想定箇所無し	0 転換想定箇所無し	1 転換想定箇所(用途未定)	1 転換想定箇所(用途未定)	0 転換想定箇所無し
アクセスは良	1 結節点から3.1km	1 結節点から2.9km	3 結節点から0.8km	3 結節点から0.8km	0 結節点から0.5km
性は良いか。	1 市民聖苑から3.5km	1 市民聖苑から3.3km	2 市民聖苑から0.25km	3 市民聖苑と隣接	0 市民聖苑から0.5km
面積は適正	2 民有地・規模(適)	2 民有地・規模(適)	0 民有地・規模(過大)	2 民有地・規模(適)	0 民有地・規模(適)
し、地盤低下 条件の良いま 、かつ、排水	1 造成工事大規模 (道路拡幅、水路付替)	1 造成工事大規模 (道路拡張、水路付替、河 川擁壁)	1 造成工事大規模 (道路拡幅、道水路付替)	2 造成工事中規模 (道路拡幅)	0 造成工事大規模 (道路拡幅、水路付替)
ル以内の住	0 住宅等657戸	2 住宅等217戸	3 住宅等192戸	0 住宅等175戸で評価3。や すらぎのさとの経緯により △3。	0 住宅等1,107戸
幅員12m以 るか。未整備 でに整備され	2 既設道路改修、信号機設置	1 (大規模) 既設道路改修、河川橋の新 設・改修及び河川整備、信 号機設置	1 (新設) 道路改良及び国道16号交 差点改良	3 既設道路で対応	0 既設道路で対応
入経路が住宅	3 住宅地を通らない	3 住宅地を通らない	3 住宅地を通らない	3 住宅地を通らない	0 住宅地を通らない
であるか。	2 緩衝帯の設置により遮へい できる	2 緩衝帯の設置により遮へい できる	1 緩衝帯を設置しても一部遮 へいできない(隣接店舗ビ ル2F)	1 緩衝帯を設置しても一部遮 へいできない(特養3F)	0 緩衝帯を設置し へいできない (5F)
ないか。	3 幹線街路は遮へい可能、か つ鉄道に接しない	3 幹線街路は遮へい可能、か つ鉄道に接しない	3 幹線街路は遮へい可能、か つ鉄道に接しない	3 幹線街路は遮へい可能、か つ鉄道に接しない	0 幹線街路で一部 遮へいできない(254陸 上)
れる区域から あるか。	2 市街化区域から300m	3 市街化区域から1,000m	0 市街化区域に隣接	1 市街化区域から150m	0 市街化区域に隣接
校、病院並び 300m以内)	1 河川・住宅	1 河川・住宅	0 河川・住宅・病院(福祉施 設含む)	0 河川・住宅・病院(福祉施 設含む)・学校(グラウンド)	0 河川・住宅・病院(福祉施 設含む)・学校(グラウンド)
風上をさげ、 境に影響を及 300m以内)	3 南南東の住宅等17戸	0 南南東の住宅等65戸	3 南南東の住宅等16戸	3 南南東の住宅等6戸	0 南南東の住宅等17戸
率化等に支障	1 集団農地の縁辺部ではない	1 集団農地の縁辺部ではない	2 集団農地の縁辺部にある	2 集団農地の縁辺部にある	0 集団農地の縁辺部にある
	22	21	23	27	2
	【主たる課題】 ・周辺に住宅等が多い。 ・出入口の整備(信号機 の設置)が必要である。	【主たる課題】 ・南南東に住宅等が多い。 ・出入口の整備(河川対 応・信号機設置)が必要 である。	【主たる課題】 ・交差点改良し、搬出入 道路を新設する大規模な 工事を必要とする。道路 用地も確保することから、 必要用地面積が非常に 多くなる。	【主たる課題】 ・やすらぎのさと隣接地 は、畜場利用者等の要望 は高いものの、やすらぎ のさと用地交渉時の経緯 から住民合意形成に課題 がある。	【主たる課題】 ・周辺に住宅 ・高層建築物 の遮へいがで ない ・候補地内に あり、道路 影響が予想され ・候補地の面



12 佐沼地区)	候補地3 (松郷地区)	候補地4 (小仙波地区)	候補地5 (大仙波地区)	候補地6 (大仙波・大中居地区)
300㎡	33,200㎡	24,900㎡	31,100㎡	24,900㎡
住宅16戸)	5戸(内、住宅1戸)	3戸(内、住宅0戸)	32戸(内、住宅7戸)	3戸(内、住宅1戸)
住宅79戸)	63戸(内、住宅23戸)	41戸(内、住宅16戸)	294戸(内、住宅246戸)	181戸(内、住宅170戸)
住宅172戸)	192戸(内、住宅109戸)	175戸(内、住宅95戸)	1,107戸(内、住宅1,014戸)	475戸(内、住宅410戸)
無し	1 転換想定箇所(用途未定)	1 転換想定箇所(用途未定)	1 転換想定箇所(用途未定)	0 転換想定箇所無し
m	3 結節点から0.8km	3 結節点から0.8km	3 結節点から0.5km	3 結節点から0.9km
3km	2 市民聖苑から0.25km	3 市民聖苑と隣接	1 市民聖苑から1.3km	1 市民聖苑から1.7km
適)	0 民有地・規模(過大)	2 民有地・規模(適)	1 民有地・規模(大)	2 民有地・規模(適)
路付替、河	1 造成工事大規模 (道路拡幅、道水路付替)	2 造成工事中規模 (道路拡幅)	1 造成工事大規模 (道路拡幅、道水路付替)	1 造成工事大規模 (道路(周辺含む)拡幅、 道水路付替)
	3 住宅等192戸	0 住宅等175戸で評価3。や すらぎのさとの経緯により △3。	0 住宅等1,107戸	1 住宅等475戸
可川橋の新 川整備、信	1 (新設) 道路改良及び国道16号交 差点改良	3 既設道路で対応	3 既設道路で対応	2 既設道路改修
い	3 住宅地を通らない	3 住宅地を通らない	3 住宅地を通らない	3 住宅地を通らない
より遮へい	1 緩衝帯を設置しても一部遮 へいできない(隣接店舗ビ ル2F)	1 緩衝帯を設置しても一部遮 へいできない(特養3F)	1 緩衝帯を設置しても一部遮 へいできない(ホテル等 5F)	1 緩衝帯を設置しても一部遮 へいできない(高層マン ション10F)
い可能、か い	3 幹線街路は遮へい可能、か つ鉄道に接しない	3 幹線街路は遮へい可能、か つ鉄道に接しない	1 幹線街路で一部遮へいでき ない(254陸橋)	3 幹線街路は遮へい可能、か つ鉄道に接しない
1,000m	0 市街化区域に隣接	1 市街化区域から150m	0 市街化区域に隣接	1 市街化区域から150m
	0 河川・住宅・病院(福祉施 設含む)	0 河川・住宅・病院(福祉施 設含む)・学校(ランド)	0 河川・住宅・病院(福祉施 設含む)・学校(ランド)	1 河川・住宅
65戸	3 南南東の住宅等16戸	3 南南東の住宅等6戸	3 南南東の住宅等2戸	0 南南東の住宅等171戸
部ではない	2 集団農地の縁辺部にある	2 集団農地の縁辺部にある	2 集団農地の縁辺部にある	1 集団農地の縁辺部ではない
	23	27	20	20
住宅等が多 量(河川対 置)が必要	【主たる課題】 ・交差点改良し、搬出入 道路を新設する大規模な 工事を必要とする。道路 用地も確保することから 、必要用地面積が非常 に多くなる。	【主たる課題】 ・やすらぎのさと隣接地 は、畜場利用者等の要望 は高いものの、やすらぎ のさと用地交渉時の経緯 から住民合意形成に課題 がある。	【主たる課題】 ・周辺に住宅等が多い。 ・高層建物及び陸橋から の遮へいができない。 ・候補地内に駐車場用地 があり、道路付替えに影 響が予想される。 ・候補地の面積が多い。	【主たる課題】 ・南南東に住宅等が多 い。 ・候補地回り以外の道路 整備が必要である。 ・候補地の隣接地に水源 地がある。 ・高層マンションの遮へ いにやや問題がある。



計画標準(案) 建設省 昭和35年	都市施設マニュアル 第4版 埼玉県 平成10年3月	計画標準(案)と都市施設マニュアルの統合基準
a 各施設とも都市計画区域に設けることを原則とするが、必要に応じて都市計画区域外に設けても差し支えない。この場合隣接区域への影響を考慮すること。	A 各施設とも都市計画区域に設けることを原則とする。なお、他の行政区域に隣接して設けようとする場合は、接する市町村との調整を十分に図ること。	1 各施設とも都市計画区域に設けることを原則とする。なお、他の行政区域に隣接して設けようとする場合は、接する市町村との調整を十分に図ること。
b 風致地区内、豊勝地内又は第一種住居専用地域、第二種住居専用地域等優良な住居地域内には設けないこと。	B 自然公園地域、自然保全地域、近郊緑地保全区域、緑地保全地区、風致地区等優良な自然環境を保全する必要がある区域及び第一種低層、第二種低層、第一種中高層、第二種中高層住居専用地域など良好な住宅環境を保全すべき区域には、原則として設けないこと。	2 自然公園地域、自然保全地域、近郊緑地保全区域、緑地保全地区、風致地区等優良な自然環境を保全する必要がある区域及び第一種低層、第二種低層、第一種中高層、第二種中高層住居専用地域など良好な住宅環境を保全すべき区域には、原則として設けないこと。
c 当該都市において必要な各施設の配置を総合的に勘案すること。この場合汚物処理場とごみ焼却場とは併置しまたは隣接させてもよいが、その他の施設相互の併置または隣接はさけること。	C 市街化区域に設ける場合は、工業系用途地域に設置すること。Cが望ましく、良好な住宅地に接しないよう配慮すること。	3 市街化区域に設ける場合は、工業系用途地域に設置すること。Cが望ましく、良好な住宅地に接しないよう配慮すること。
d 特に構造設備の完備したものについては、その程度に応じ、特に標準中位置についての基準を緩和することができるものとする。	D 地形は平坦地で、地質的に安定し、地盤低下の恐れのない造成の容易な土地条件の良いまとまった空間地の確保が可能で、かつ、排水処理が容易なこと。	4 当該都市において必要な各施設の配置を総合的に勘案すること。この場合汚物処理場とごみ焼却場とは併置しまたは隣接させてもよいが、その他の施設相互の併置または隣接はさけること。 5 特に構造設備の完備したものについては、その程度に応じ、特に標準中位置についての基準を緩和することができるものとする。
e 主搬出入経路は繁華街または住宅街を通らないこと。	E 主搬出入道路が整備されていること。未整備の場合は、施設稼働予定年次までに整備される見通しがたっていること。整備に際しては、次の条件により行うものとする。 ・道路の配置等は、県の「開発行為の審査に係る技術的基準」に準拠すること。(必要に応じて開発指導部局と調整を図ること) ・主搬出入道路及び取付け道路は、幅員12メートル以上が望ましい。 ・主搬出入道路及び取付け道路は、繁華街、住宅地を通らないこと。	6 地形は平坦地で、地質的に安定し、地盤低下の恐れのない造成の容易な土地条件の良いまとまった空間地の確保が可能で、かつ、排水処理が容易なこと。 7 主搬出入道路が整備されていること。未整備の場合は、施設稼働予定年次までに整備される見通しがたっていること。整備に際しては、次の条件により行うものとする。 ・道路の配置等は、県の「開発行為の審査に係る技術的基準」に準拠すること。(必要に応じて開発指導部局と調整を図ること) ・主搬出入道路及び取付け道路は、幅員12メートル以上が望ましい。 ・主搬出入道路及び取付け道路は、繁華街、住宅地を通らないこと。
f 恒風の方向に対して市街地の風上をさけること。	F 恒風の方向に対して、市街地の風上をさげ、臭煙等により付近住民の生活環境に影響を及ぼすおそれのないところ。	8 恒風の方向に対して、市街地の風上をさげ、臭煙等により付近住民の生活環境に影響を及ぼすおそれのないところ。
g 山陰、谷間等地形的に人目にふれにくい場所を選ぶこと。	G 山陰、谷間等地形的に人目にふれにくい場所を選ぶこと。	9 山陰、谷間等地形的に人目にふれにくい場所を選ぶこと。
h 幹線街路または鉄道に直接接しないこと。	H 幹線街路、鉄道に直接接しないこと。	10 幹線街路、鉄道に直接接しないこと。
i 市街地及び将来市街化の予想される区域から500メートル以上離れた場所を選ぶこと。	I 市街地及び将来市街化の予想される区域から500メートル以上離れた場所を選ぶこと。	11 市街地及び将来市街化の予想される区域から500メートル以上離れた場所を選ぶこと。
j 附近300メートル以内に学校、病院、住宅群または公園がないこと。	J 設置される施設の付近には原則として、学校、病院等がないこと。 主要な道路、河川、公園及び学校、病院並びに人家に近接しないこと。	12 主要な道路、河川、公園及び学校、病院並びに人家に近接しないこと。



新斎場建設予定地の区域見直し案(図)

